

野球場、運動広場を利用する方へ

●神立野球場・市民運動広場・荒川沖野球場・南部地区市民運動広場・中貫公園運動広場・東部地区市民運動広場・木田余地区市民運動広場・新治運動公園
次の日程で、各施設の利用調整会議を行います。

調整月	とき	ところ
-----	----	-----

●神立野球場等大会調整会議

4～3月分	2月12日(金) 午後3時から	勤労者総合福祉センター
-------	-----------------	-------------

●一般利用者調整会議 ※木田余地区市民運動広場、新治運動公園を除く

4・5・6月分	3月7日(日) 午前10時から	川口運動公園
7・8・9月分	6月6日(日) 午前10時から	
10・11・12月分	9月5日(日) 午前10時から	
1・2・3月分	12月5日(日) 午前10時から	

●木田余地区市民運動広場(一般利用者調整会議)

4・5・6月分	3月10日(水) 午前10時から	二中地区公民館
7・8・9月分	6月9日(水) 午前10時から	
10・11・12月分	9月8日(水) 午前10時から	
1・2・3月分	12月8日(水) 午前10時から	

●新治運動公園はスポーツ振興課(☎826-1943)で随時受け付け
申問 川口運動公園管理事務所(☎821-1648)

特定最低賃金改正のお知らせ

～必ずチェック最低賃金！
使用者も 労働者も～

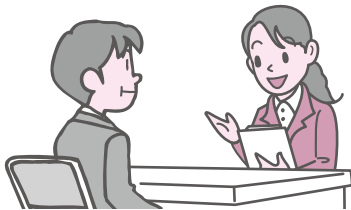
特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、平成21年12月31日に改正されました。使用者と労働者が合意したうえで最低賃金額未満の賃金を定めても、その賃金は無効になり、特定最低賃金が適用されます。

☎ 茨城労働局労働基準部賃金室
(☎029-224-6216)

件名	時間額
鉄鋼業	785円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	772円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業	765円
各種商品小売業	737円

※18歳未満または65歳以上の方や雇入れ後6月未満で技能習得中の方、主に清掃・片付けの業務に従事する方は、特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額678円)が適用されます。

勤労者の皆さんを対象に 融資相談会 を開催します!!



とき / 2月20日(土)
午前9時30分～午後3時30分
ところ / 中央労働金庫土浦支店
(港町一丁目5-3)

対象者 / 市内に1年以上居住し、労働組合のない中小企業で働いている方

融資の種類 / 教育、住宅および生活資金
実施機関 / 土浦市中小企業労働者共済会(商工観光課内)、中央労働金庫土浦支店

市からの助成制度 / 土浦市中小企業労働者共済会に加入(入会金は300円)し、中央労働金庫土浦支店から融資を受けたときに、利子および保証料の一部補給が受けられます。

☎ 商工観光課(☎826-1111 内線7603)
中央労働金庫土浦支店(☎821-6010)
中央労働金庫神立出張所(☎833-1500)

●利子補給

	金利(12月末日現在)	利子補給対象借入限度額	利子補給率	補給期間
住宅資金	固定 2.9～4.4% (固定金利選択型) (金利優遇あり) 変動 2.475% (金利優遇あり)	1,500万円	3%以内	3年
生活資金	固定 6.3% 変動 5.125%	200万円	3%以内	3年
教育資金	固定 2.2%	子弟1人につき200万円 最高 300万円	3%以内	3年

※教育資金については、在学中(最長4年以内)は子ども一人あたり100万円を限度に、(財)茨城県勤労者育英基金より年1%の利子補給を受けることができます。

※別途、保証料が必要になります。

●保証料補給

	保証料率(2月1日現在)	保証料補給対象借入限度額	補給期間
住宅資金	担保あり 0.16%	1,500万円	5年
生活資金	1.2%	200万円	5年
教育資金	1.2%	子弟1人につき 最高 300万円	10年